

見 積 招 請

令和8年2月16日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1 件 名

iPad 廃棄業務

2 仕 様

仕様書に記載のとおり

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 成果品の納品場所

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

5 見積書提出期限

令和8年3月9日（月）（郵送又はメール必着）

※ 持参による提出は認めない

6 見積書提出先・提出方法

下記担当者宛てに郵送（一般書留又は簡易書留に限る）もしくはメール添付で提出すること。

※ 見積提出及び内容に対する質問及び回答はメールで行う

※ 見積書の押印は省略可とする

【担当者】

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部 経理課 小林（E-mail：kiko_keiyaku@jehdra.go.jp）

【郵送の場合の注意点】

- ・封筒に「件名」と「見積書在中」と記載すること
- ・担当者の名刺（もしくは連絡先*を記載した用紙）を同封すること

【メール提出の場合の注意点】

- ・ファイル形式はPDFに限定する
- ・メール署名がない場合は本文に担当者の連絡先*を記載のこと
- *…連絡先として必要な情報：部署、氏名、住所、メールアドレス、電話番号

7 仕様に関する問合せ先

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

総務部 総務課 細村（E-mail：m-hosomura579@jehdra.go.jp）

吉良（E-mail：m-kira113@jehdra.go.jp）

※仕様に関する質問及び回答はメールで行う

※見積書の作成にあたり下見を希望する場合は、事前に上記担当者へ連絡すること
（日程等の都合により連絡を受けても実施できないことがある）

8 見積書作成の注意事項

下記事項を満たさない場合は書類を無効とするので留意すること。

- ・別添の様式を使用する
(様式内の各項目が過不足なく記載されている場合は提出者の様式でも可)
- ・提出日及び件名を記載する
- ・宛名は「独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構」とする
- ・単価、消費税及び合計金額が分かるように記載する
- ・毎年度改定される最低賃金も考慮したうえで算定する

9 参加資格

- ・官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間に該当しない者
- ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者

10 請書作成の必要性 無

11 完了書作成の必要性 有

12 請求書作成の必要性 有

13 備考

見積の結果については、契約予定者のみに翌営業日までに連絡する

以 上

iPad 等廃棄業務 仕様書

本仕様書は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が発注する「iPad 等廃棄業務（以下「本業務」という。）」に適用する。受注者は本仕様書に記載の項目及び「産廃物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令（以下「法令等」という。）を順守すること。

1. 件名

iPad 廃棄業務

2. 業務概要

受注者は以下の産業廃棄物収集運搬・処分業務を履行するものとする。また、受注者は以下の産業廃棄物収集運搬・処分業務に伴い、発注者が行う産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）交付作業を支援すること。なお、マニフェストは受注者において準備するものとする。

機構が保有する不要となった iPad 等を廃棄すること。廃棄対象となる iPad 等は以下のとおりである。

iPad の廃棄に当たっては、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」P126~127 表 3.1.1-2 「機密性の高い情報の抹消方法の例」の「フラッシュメモリ媒体」の「物理的に破壊する方法」により、ハードディスク向けの一般的な物理的破壊方法ではなく、より細かく裁断し、フラッシュメモリ媒体を完全に破壊すること。

- ・ iPad Pro 111 台
- ・ 周辺機器（カバー、充電器、タッチペン）

3. 収集場所

神奈川県横浜市西区高島 1-1-2（横浜三井ビルディング 5F）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

4. 収集日及び収集時間

機構より収集希望日及び希望時間を電子メール等で受注者に連絡する。受注者は電子メール受領後、機構と協議を実施の上、実際の収集日及び収集時間を決定するものとする。なお、収集時間は原則平日午前 9 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

5. 運搬方法

収集場所から駐車場までの運搬は受注者にて実施すること。廃棄物の運搬方法は受注者側で用意した貨物車による運搬に当たっては、別添「搬出入について（業者様向け）」に記載の事項を遵守することとし、必要に応じて申請書の提出、養生等措置を実施すること。

6. 業務の完了

受注者は業務完了後、完了届（別紙1）、マニフェストE票及びデータ消去証明書を提出すること。

7. 履行期限

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

8. 資格要件

見積書の提出時に以下の要件を満たすことを証する書類の写しを添付すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可

※一部の業務を委託する場合は当該委託先業者の有する資格を添付すること。

9. 秘密保持事項

(1) 守秘義務

発注者及び受注者は、本件業務の遂行上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律平成15年法律第57号第2条第1項に定義されている情報をいう。）を他に開示し、または漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、この限りではない。

- a.この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報
- b.相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- c.本件業務と無関係に、当事者が開発した情報
- d.相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- e.法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

(2) 履行期間終了後の取扱い

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、履行期間終了後もなお有効とする。

10. その他

- (1) 止むを得ない事情により、仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ機

構と協議すること。

- (2) 本業務を実施するにあたっては、常に機構と密に連絡を取り、その指示を受け業務を円滑に履行するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては法令及び条例等を遵守するものとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は、その都度機構と協議その指示に従うものとする。
- (5) 本件業務の一括再委託を禁止する。

(別紙1)

令和 年 月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
契約職 高橋 正史 様

住 所
会社名
代表者
印

完 了 届

(件名) iPad 等廃棄業務

標記について、業務を完了したので提出します。



入退館

搬入エリア

横浜三井ビルディング
YOKOHAMA MITSUI BUILDING

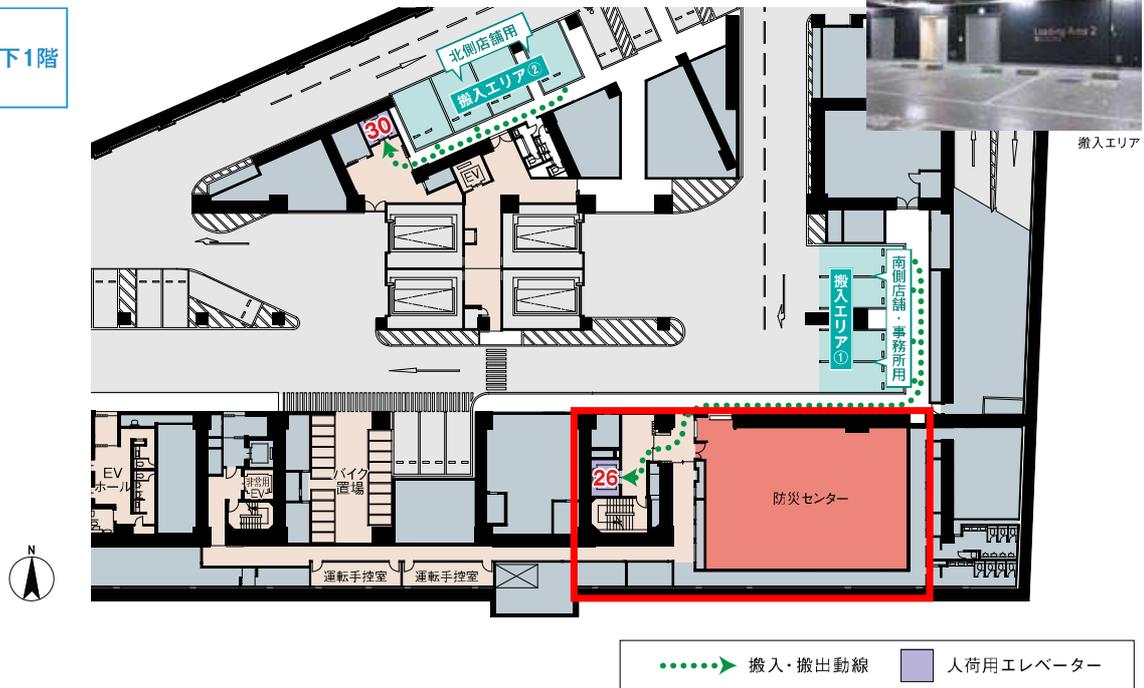


※郵便・宅急便等、搬出入を伴う業者様向けの情報です。

搬入・搬出経路

- 人荷用エレベーターのご利用には、セキュリティカードが必要です。
- 搬入・搬出される方は、防災センターにて手続きを行い、セキュリティカードの貸与を受けてください。
※セキュリティカードはお帰りの際、忘れずにお返しいただくようお願いいたします。
- 搬入・搬出は地下1階搬入エリアから人荷用エレベーター（26号機または30号機）をご利用ください。
- 乗用エレベーターは、使用しないでください。
- 重量搬入物に関しては事前に防災センターにご相談ください。（別途養生が必要になる場合がございます。）
- 搬出入可能時間は7:00～23:00です。

地下1階



搬入エリア

人荷用エレベーター仕様

種類	号機	扉のサイズ	カゴのサイズ
人荷用エレベーター	26	H2,500 × W1,400mm	H3,000 × W2,300 × D1,800mm
	30	H2,100 × W1,000mm	H2,400 × W1,800 × D1,500mm

搬入エリア仕様

搬入エリア場所	全長	全幅	全高
搬入エリア①	6,100mm	1,900mm	3,000mm
搬入エリア②	4,800mm	1,700mm	3,000mm

①一般的な2tロング車程度 ②一般的な2t標準車程度

搬入・搬出の注意事項

事故防止のため、所定の搬入・搬出動線をご利用ください。

- 搬入エリア以外の場所からの搬入・搬出および人荷用エレベーター以外での運搬はできません。
- 引越し等による、エレベーターの利用および専用運転、搬入・搬出経路については、あらかじめ防災センターにご相談ください。
- 引越し、重量物、その他大量の荷物、長尺物を搬入・搬出される場合は、事前に「作業申請書・搬出入申請書」を防災センターにご提出ください。なお、作業の際はあらかじめ養生を行ったうえで実施してください。
- 駐車場は、入庫後30分を経過すると入庫時間に遡及して駐車料金が発生しますので、ご了承ください。

※入庫後30分までは無料